参考

# 最先端研究開発支援プログラムの公開活動における 最先端研究開発戦略的強化費補助金の運用に係る方針

平成 22 年 7 月 14 日 総 合 科 学 技 術 会 議 最先端研究開発戦略的強化事業 調 整 会 合

「最先端研究開発戦略的強化事業運用基本方針」(平成 22 年4月 27 日 総合科学技術会議)及び「最先端研究開発戦略的強化事業 最先端研究開発支援プログラムの公開活動の方針」(平成 22 年6月 10 日 最先端研究開発戦略的強化事業調整会合)に基づき、最先端研究開発戦略的強化事業のうち最先端研究開発支援プログラム(以下「プログラム」という。)の公開活動(以下「公開活動」という。)の実施に必要な経費として、独立行政法人日本学術振興会(以下「振興会」という。)に交付される最先端研究開発戦略的強化費補助金(以下「補助金」という。)の運用に係る基本的考え方(以下「補助金運用方針」という。)を以下のとおり示す。

## 1. 総則

補助金の執行に係るルールは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和30年8月27日法律第179号)及び補助金運用方針に適合するよう策定されなければならない。

#### 2. 補助金の交付対象等

- (1) 補助事業者は、総合科学技術会議が決定した公開活動の実施機関(以下「実施機関」という。)とする。
- (2) 補助事業期間は、総合科学技術会議が実施機関ごとに決定した期間(以下「事業期間」という。)とする。
- (3) 補助金の費目は、「会場借料」「物品費」「旅費」「謝金・人件費等」「その他」の5区分とする。
- (4) 以下の経費は、補助金から支出できないものとする。
  - ① レンタルすることが適切な備品等を購入するための経費
  - ② 平成 21 年度一般会計補正予算(第1号)に計上された先端研究助成基金助成金から人件費が支出されている者に対し、人件費を追加的に支出するための経費
  - ③ 懇親会を行うための経費

## 3. 補助金の費目間流用

費目間の流用は、流用額の割合が総額の50%の範囲内であれば、振興会への手続

きを経ることなく行うことができる。総額の 50%を超える流用を行おうとする場合は、振 興会の承認を必要とする。

#### 4. 補助金の執行

- (1) 補助金の執行は、補助事業者が定める規程等に基づいて行う。補助事業者は、 補助金を適正に執行管理するために必要な規程等を定めることとする。
- (2) 補助金は、事業期間を越えて使用することはできない。ただし、交付決定時に予想し得なかった要因によるやむを得ない事由に基づき、公開活動が事業期間内に完了しない見込みとなった場合には、事業期間を延長することができる。
- (3) 公開活動の実施に必要な経費の一部を自己資金から支出すること又は先端研究助成基金助成金等他の補助金等から支出することを可能とする。この場合、本補助金から支出した経費を明確に区分して経理することとする。
- (4) 補助金で取得した備品等については、公開活動に支障が生じない範囲で他の事業等に活用することを可能とする。また、他の補助金等で取得した備品等については、公開活動を実施するために使用することが当該他の補助金等のルールにより認められる場合には、当該備品等を使用するための経費を補助金から支出できるものとする。
- (5) 補助事業者は、交付申請時に提出する実施計画で示すことにより、補助事業の一部について、委託等契約を通して他の機関に行わせることができる。その際、委託する業務の内容に応じ、補助金の各費目において、実施機関が直接使用する経費と委託先に支出する経費とを区分して支出を管理するものとする。また、必要な場合には、補助事業者から委託を受けた機関からの委託(再委託)も可能とする。委託先・再委託先における委託費・再委託費の執行に係るルールや管理については、補助金の取扱いに準ずるものとする。
- (6) 公開活動において補助金の不正使用が認められた場合又は公開活動の実施に あたり不正行為が行われた場合には、振興会が定めるところにより厳正に対処する こととする。

#### 5. 補助金の交付申請等

補助金は、実施機関が交付申請時に提出する事業期間の所要経費総額に基づいた支払請求の届出により振興会から速やかに交付する。

#### 6. 実施計画の変更

- (1) 実施計画のうち、公開活動を実施する目的、公開活動の実施場所、日程、公開活動の内容(公開活動を実施する目的の変更を伴う場合に限る。)又はシンポジウムに出席するプログラムの中心研究者を変更する場合は、実施機関は、事前に振興会に対して変更申請を行い、最先端研究開発戦略的強化事業調整会合(以下「調整会合」という。)の意見を踏まえた上で、承認を受けなければならない。
- (2) 上記を除く実施計画の変更については、実施機関の判断により行うことができる。

# 7. 法律に基づく額の確定及び公開活動終了後の評価

- (1) 実施機関は、事業期間終了後に、実施機関による自己評価を含めた公開活動の 実績報告書を振興会に提出するものとする。
- (2) 振興会は、提出された実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等に基づき、補助金の額の確定を行う。
- (3) 調整会合は、実績報告書における自己評価を確認することにより評価を行う。

## 8. 公開活動の実施により生じた収益の取扱い

- (1) 実施機関は、公開活動の実施により収益が生じたときは、その旨を記載した書面を振興会に提出しなければならない。
- (2) 上記書面を受理した振興会は、当該内容を確認し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができるものとする。

#### 9. 所有権等の帰属

公開活動の実施に伴い取得した財産の所有権及び著作権等の知的財産権であって、原始的に実施機関により取得されたものは、事業期間終了後も実施機関に帰属するものとする。

#### 10. その他

補助金運用方針に定めることのほか、補助金の運用に関し必要な事項は、公開活動について総合科学技術会議が作成する文書及びこれに基づき内閣府が作成する文書と整合を図りつつ、振興会が定めることとする。